

第44回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和8年3月23日（月）午後1時30分～午後3時30分
場 所：京都市役所分庁舎4階第4会議室

議題(1) 京都市人権文化推進計画に基づく令和8年度事業計画について

○ 中野課長（文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進課長）

（資料1に基づき、取組等を説明）

○ 前田座長

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から質問を伺っていきたいと思います。事前に徳川委員と山本委員からご質問をいただいております。まずはお二人からこの場でご質問やご意見をいただき、京都市からご回答をお願いしたいと思います。その後、他の委員からも質問があれば、この場でお尋ねいただくことにしたいと思います。それでは、徳川委員、お願いいたします。

○ 徳川委員

新規事業(1)の「世界から選ばれるまちに向けた調査及び相互理解・相互尊重の促進」について質問させていただきます。今後、具体的な調査を行うとのことですので、調査の詳細はこれから検討されると思いますが、外国籍市民に対する施策から一步踏み出して、旅行者を含む短期滞在者を念頭に置いた施策を検討してほしいと考えます。「様々な外国籍の方を迎えたい」、「突き抜けた人材を集めたい」となった場合、大抵は家族帯同が通例となりますが、ご本人は英語や日本語ができて、家族の方は必ずしも英語や日本語が得意ではないことが多々あります。例えば大学研究者などが研究会のために短期滞在する際、家族帯同される方は実際に多くなっています。そのため、外国籍市民の方だけではなく、短期滞行者や旅行者を念頭に置いた対応もしないと、「ここは暮らしやすい」、「ここで生活してみたい」と思ってもらえることはないのではないのでしょうか。この観を考慮していただきたいと思います。

また、同じ新規事業の(1)の事業計画2についてです。文書説明の中で「生活ルールなどを含む京都での暮らしに必要な情報をリーフレットで配布する」と記述があります。これは「全市的な周知」という文言があるため、全市民を対象に行われ、そのリーフレットは多言語対応をされるものだと思います。これらの前提を理解したうえでの意見になりますが、多言語対応にも限界があると考えます。リーフレット依存からの脱却、つまり言語依存で物事を伝えるという方法から離れられないのでしょうか。さらに、リーフレットをいちいち見る手間からの脱却、知りたいと思った時に即時理解できる方法を検討できないのでしょうか。例えばゴミ出しの袋はピクトグラムを使って燃えるゴミなのか、そうでないのかなど、即時性をもって判断できます。これは外国籍の方に限った話ではなく、日本国内でも自治体によってゴミの出し方は異なるため、新しく来られた方、特に京都は学生の方が多いですし、日本人でも混乱するはずです。なので、手間や時間から脱却し、即時理解できる方法が必要なのではないのでしょうか。国籍や年齢を問わず、ユニバーサルな形で、事前予防的な施策をすることができないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○ 飯田課長（総合企画局 国際都市共創推進室 多文化共生推進課長）

まず一点目のご質問について、今回実施する調査については、京都市にお住まいの方だけではなく、京都で活動される方の中には京都を行き来しながら価値を生み出しておられる方も多くおられますので、そういった方も含め、幅広くヒアリングを行いたいと考えております。加えて、そういった京都で活動されている方は、企業や大学など様々な受け入れ機関との関わりがあるかと思っておりますので、当事者だけではなく、関係機関とも連携しながら、京都においてさらにご活躍いただくために必要な受け入れ体制等の検討・分析の材料となるような調査にしたいと考えております。

続いて二点目のリーフレットについてです。京都市にお住まいいただくにあたり、守っていただくべきルールやマナーについては、しっかりとお伝えしていくことが我々行政の責務だと考えております。よりよく理解いただくため、転入手続きの際に、分かりやすく生活ルールなどを紹介したリーフレットを作成できないかと新規予算を計上した次第です。対応言語については、京都市において多様な国籍の方が住まれており、ご指摘のとおり全ての言語に対応することは難しいと考えております。昨年7月に京都市の外国籍市民の方を対象としたアンケート調査を実施し、その中で、情報取得言語についてお聞きしたところ、「やさしい日本語」や英語が比較的高い割合を示したため、まずはこの2言語での案内を率先して対応していこうと考えております。

また、リーフレットにつきましては紙媒体にとどまらず、電子媒体での発信にも力を入れることを考えております。ホームページへの掲載のほか、日本語学校や企業等のコネクションも活用しながらプッシュ型での啓発を行い、地域での生活に溶け込んでいただける助けとして活用できるよう、先ずはその第一歩として、令和8年度はリーフレットの作成等に取り組んでいきたいと考えております。以降の動きにつきましては、ご指摘のとおり、行政が発信する情報媒体は情報量が多く、わかりづらさもあるかと思っておりますので、広報手法については研究していく必要があるかと考えております。今後、国の方でも外国籍の方向けの周知に力を入れると聞いておりますので、それらも参考としながら、充実に努めていきたいと思っております。

○ 徳川委員

これは外国人というだけでなく、言語だけでなく、あらゆる形でのユニバーサルデザインを考えるべき問題です。リーフレットが大切であることは否定しませんが、即座に理解できる形にすることで、生活環境における摩擦を減らすために非常に大切だと考えます。

もう一点の質問となりますが、災害時における人権保障についてです。これまでの事業計画では、高齢者、障害者、外国籍市民向けの避難案内は行われていますが、避難後のことについてどうなっているのかを伺います。東日本大震災をはじめ、様々な災害から、避難後の人権保障、例えばハラスメントを含む犯罪の防止、公衆衛生の確保、災害関連死の防止といった点が非常に重要な問題となっています。ストレスなど

により、避難できたにもかかわらず、避難所で亡くなるという不幸な状況も起きています。こうしたことに対して、自治体として、避難所の環境整備はどのように取り組まれているのか、ご質問させていただきます。

○ 中野課長

避難後の人権保障の取組、避難所でのハラスメント防止、公衆衛生の観点等、避難所の環境整備については、現在、行財政局におきまして、避難所の運営についてまとめた「京都市避難所運営マニュアル」の改定作業を進めております。このマニュアル自体は、国の避難所運営指針が令和6年12月に見直され、「避難所の支援」から「避難者等の支援」という、「場所」から「人」へ考え方の転換が示されたことを受け、京都市においても内容を充実させる改定を行うものです。今年度、学識経験者をはじめとする外部委員にもご参加いただいている「京都市避難所運営マニュアル改定検討会」を開催しており、避難所開設において、被災者が尊厳ある生活を営むための最低限の基準、いわゆる「スフィア基準」や、男女共同参画をはじめとした多様な視点をもとに、様々な人々が運営に携わる全ての人に優しい避難所づくりを運営の基本方針の一つとし、安心・安全で尊厳ある避難生活を目指しております。

具体的に、ハラスメントや衛生の観点で言いますと、避難所レイアウトを考える際に、授乳場所などの女性専用スペースの確保、女性用と男性用のトイレは離れた場所に設置すること、性的ハラスメントや、避難所運営者に対する過度な要求・暴言等のいわゆるカスハラ等のハラスメント対策として、ポスター掲示や相談窓口の設置などを盛り込む予定です。また、避難所環境の向上のために、高齢者、障害者など特に配慮を要する避難者に対して、避難所開設当初から段ボールベッドや間仕切りテントを使用できるよう、備蓄の拡充に努めております。

ご指摘も踏まえ、次年度以降の人権文化推進計画に係る事業計画には、こちらの「京都市避難所運営マニュアル」の運用といった点も掲載させていただくよう調整していきたいと考えております。

○ 山本委員

新規事業(8)の「不登校支援・多様な子どもを包摂する学校づくり調査研究事業」についてお尋ねします。

小学校の高学年や中学校では、いじめや不登校に関わる問題はこれまでも多発してきたため、それに対する手立ては年々新しく立てられてきたと思います。しかし、最近聞くとところによると、小学校の低学年の時点で既に不登校になることが増えてきたそうです。1年生になって間もなくから、もう学校に行きたくないという声があるそうです。

以前は別々の小学校から集まった子どもたちが中学校でお互いに対抗意識を燃やして、衝突することもあったのですが、それと同様に、幼稚園や保育園から小学校に上がってきた子どもたちが、今までの文化と違うことをお互いにぶつけ合って、

その中でいじめになることが起きているのではないかと非常に気になっています。もし、既にそういった状況を把握しておられるのであればいいのですが、まだ最近のことだと思しますので、これから調査されるのだらうと思っています。私の孫も言っていました、小学校と中学校が統合された小中学校では、同じ学校の中に大変体の大きな上級生がいます。当然優しい上級生もいますが、中には威圧的な上級生がいたりすることもあり、それが学校に行くことが怖くなる一因でもあると聞きました。また、小学校の段階から制服を導入している学校もあります。そういった学校では、成長に合わせてどんどん制服を変えていかなければならず、親御さんの経済的負担にもなっています。また、子どもたちも、今まで自由に汗を吸いやすい服や、暴れても気にならない服装だったものが、縛られている感じがして嫌な気持ちをするという話も聞きました。幼稚園や保育園はまだ狭い世界ですが、小学校はこれから人間関係を広げていき、中学校、高校へとつながっていく入口の時点です。そこで不登校になってしまうと、人間関係の広がりがなくなってしまいます。現在の日本の社会では、他の人といかにうまく付き合っていくかが重要で、私の知る中には、勉強はできないけれど、人付き合いが上手で、遊びの場を任せれば上手くまとめてくれるような子もいます。勉強だけではない部分ももちろんあると思いますが、小学校入学時や入学後2～3年という短い期間で学校に行かなくなってしまうことは、ものすごく残念なことだと感じています。

この点について、今どの程度調査が進められているのか、あるいは今回の調査研究事業でどのような点に焦点を当てておられるのか、お聞きします。

○ 筏課長（教育委員会事務局 生徒指導課 担当課長）

小学校の不登校についてですが、まず不登校は文部科学省で定義を定めており、年間30日以上欠席、ただし病気などは除くとされております。要因や欠席の状況は様々であり、小学校の低学年の子どもたちへの不登校対策としては、一つは校内サポートルームという取組を現在進めております。教室以外に子どもたちが安心して学習、生活できる部屋を設けることで、教室に入りにくい子どもたちであっても学校とのつながりを持ち続けることができる、緩やかにつながることができる居場所を設けるという取組です。また、学校にはなかなか足が向かない子どもたちであっても、登校へのスモールステップになる、そういった場所を小学校、中学校それぞれ設けております。

二点目が、「京都市幼保小の架け橋プログラム」という取組を進めておりまして、就学前施設と学校との連携を深めることで、保育と教育の質の向上を目的としています。令和4年度から6年度にかけての3年間、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」に関する調査研究事業を受託し、取組を進めてまいりました。一例なのですが、校区内の就学前施設の職員と学校の教職員が、それぞれどういう考え方で子どもたちを見守っていくのか情報交換を行うことで、相互理解を図る取組を進めています。また、連携している就学前施設の子どもたちと合同で、運動会などの行

事に取り組んだり、秋に近隣の公園でどんぐりを拾ったりといった交流の時間を意図的に設けることで、交流を促進する取組を行っております。中には、入学式後、教室の床にカーペットを敷いて就学前施設と同じような形で、担任がお話をするすることで、学校生活に馴染みやすい工夫をしている学校もございます。

こうした取組により、就学前の子どもたちが入学に向けて不安の解消ができたという声や、学校生活への期待感を持つことができたという声もございます。また1年生にとっても、就学前の子どもたちとの交流を通じて、安心感を持ったり、自己発揮をする姿も見られたという話がありました。また教師側にも変化があり、子ども主体の能動的な学びへの授業を考えられるようになったという声もございます。この取組を行った学校の約半数で、登校渋りが減ったという報告もあり、令和7年度からは、全小学校でこの架け橋プログラムを進めております。

また、新たに令和8年度に調査を行いますが、外部の専門的な知見を持つ調査機関の協力も得ながら進めていこうと考えております。学校の機能として、多様な考えを持つ子ども同士が交流することで、柔軟な思考を持つというのが、学校の基本的な機能の一つであると考えております。ご指摘のように、小学校低学年がその入口に立っているという状況もございますので、その観点も踏まえ、委託事業者をこれから決めて、事業者からの提案を考慮し、どういう調査にしていくのかをしっかりと検討していきたいと思っています。この調査結果を踏まえ、不登校施策については、これからさらに支援の充実を図っていきたいと考えております。

○ 山本委員

文部科学省が定める「年間30日以上欠席」という数字が出てきましたが、よく数値の話になります。それは致し方ないのかもしれませんが、その数字以上に、私は最近気になったことについて意見させてもらいます。私が子どもの頃は、各クラスで一人の担任がおられ、副担任もいらっしゃいました。何か相談があればその担任の先生に相談すればよかったのですが、最近はチーム担任制というものが、多くの学校で行われていると聞きます。保護者の側からすると、どの先生に相談すれば良いのかが分かりません。ある先生にお願いして保護者が安心していても、結局、チームの他の先生に伝わっておらず、次の日にまた同じようなことが発生してもその時の先生は聞いていなくてうまく対応できない、といった問題が起こっているのではないかと、これは私の勝手な憶測かも知れませんが、そういったことも考えられます。もし本当に子どもたちのことを思うのであれば、チーム担任制ではなく、一人の先生がもつ人数をもっと少なくして一人の担任と一人の子どもが深く付き合える、あるいは深く理解する、ということがなぜできないのかと感じます。言い方は悪いですが、学校では今、働き方改革によって17時半になると電話が全くつながらない学校もたくさんあるようです。そんなことと合わせて考えると、不登校になった時、保護者は誰に相談するのが良いのか疑問に思うことがあります。それも踏まえ、調査の中に交えていただけたら嬉しいなと思います。

様々な取組をされていることは承知しているつもりですが、「幼保小の架け橋プログラム」の話もよく分かりましたので、また調査の方でいろいろ工夫していただけたら嬉しいです。以上です。

議題(2) 人権に関する市民意識調査について

○ 中野課長

(資料2に基づき、取組等を説明)

○ 前田座長

では、ただ今の事務局からのご説明を受けまして、委員の皆様からご質問を伺いたいと思います。

まず、事前に質問を提出いただいております徳川委員から、よろしく願いいたします。

○ 徳川委員

資料2-4に関わる、前回の「人権に関する市民調査」についてですが、基本的に前回調査を踏襲して行われるとのことで、経年変化を見るためには、継続項目は選択肢を変えるべきではない、というのが基本的な立場であることは前提としまして、前回のアンケートの質問項目について、二点指摘したい点があります。

一点目は、資料2-4の14ページに記載されている問16-1「人権侵害と相談・救済について」の項目です。ここでは、どのような人権侵害があったかを選択する形式になっていますが、この項目は回答者にとって回答しづらい内容になっていないでしょうか。なぜならば、この選択項目の中には、例えば病院や施設など人権侵害が発生した「場所」、そして、人権侵害の「要因」、例えば女性や障害者などといったもの、さらにどういう「行為」があったか、という三つの要素が混在しているためです。本来これらは別々に質問すべきものが、一つの質問の中に混ざってしまっているため、かなり回答しづらい質問になっているという点で、問題があるかと思えます。

もう一点ですが、この問16-1の選択項目2「ドメスティック・バイオレンス」という言葉についてです。これは間違っているわけではありませんが、市民にとって分かりにくいのではないのでしょうか。一般的には、また官公庁も、「DV」という言葉を使っているかと思えます。正しい表記が望ましいのは確かですが、それによって分かりにくくなる点もありますので、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」、あるいは「DV(ドメスティック・バイオレンス)」といった形にした方が良いのではないかと考えます。

○ 中野課長

まず、はじめに「ドメスティック・バイオレンス」という表現についてですが、ご指摘の通り、「DV」という略語が一般的になっているため、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」のように括弧書きを追記する形で修正したいと考えます。パワハラ、セクハラなども同様に、より馴染みのある表現に併せて修正できればと考えております。

もう一点の、問16-1において「場所」「要因」「行為」が混在しており、項目が選びづらい。」というご指摘については、我々も改めてその視点で見ると、確かに違和感があるのは事実です。ただ、並び順を変えたり、属性等をまとめたりして整理し、分かりやすくできないか検討しましたが、並び順を変えてしまうと回答の傾向に影響する懸念があり、調査結果において、市民の意識の変化によるものなのか、並び順の影響によるものなのかが曖昧になるリスクがあります。今回の調査においても、これまでとの関連性を見るという点では、DVのような用語は変更したいですが、並び順を変更することによる影響を測りかねるため、先生のご意見の趣旨は理解いたしますが、なるべくそこは維持した方が良いのではないかと現時点では考えております。今後、委員の皆様のご意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

○ 山本委員

用語として、LGBTについて「LGBT等の性的少数者」という表記で書いていただいています。しかし、最近では「LGBTQ」や「LGBTQ+」という言葉が使われることもあります。当事者の方々の中には、自分はLでもGでもない、Qやプラスだ、と考えている方もおられると思うので、新しく取り入れるものとして、そういった表記も検討した方が良いのではないのでしょうか。

それから、問4の「Twitter」という表記ですが、今では「X」に変わったかと思えますので、次回調査では「X」に修正した方が良いと思えます。

○ 中野課長

「LGBT等の性的少数者」という表現についてですが、前田座長からも以前、次期計画の際には見直しの検討を、と指摘いただいたところであり、おっしゃるようにこのタイミングで修正することも検討できるかと存じます。一度持ち帰って検討し、改めて皆様にご相談させていただければと思います。

二点目のご指摘もごもっともですので、「Twitter」から「X」へ修正させていただきます。

○ 藤松委員

問16-1についてですが、複数回答ではなく、あえて回答は一つにしている理由やその妥当性について、どのようにお考えでしょうか。

○ 中野課長

従来から、複数回答ではなく一つだけ回答いただくようにしており、そのやり方を踏襲しているものになります。これも調査結果に影響することとなるため、変えることは慎重に判断すべきかと考えております。

○ 藤松委員

先ほど徳川委員がおっしゃったとおり、回答を選ぶのが難しいことの理由の一つに、「一つだけ選ぶことが難しい」ということも関わってくるかと思います。前回調査手法との兼ね合いということもよく分かりますが、あえて回答の選択を一つにする必要があるのかと疑問に思ったので質問させていただきました。

○ 辻副座長

こういった世論調査や意識調査において経年変化は重要で、意味があることは私も理解できます。しかし、人権問題は、社会情勢に応じて新たな課題や社会問題が生じるもので、海外からの様々な意識や新しい情報などもどんどん日本にも入ってきて、変化していく内容だと思えます。平成30年の前回調査から10年近く経過して行われるということになると、平成30年時には設問項目として全く考えもしなかった人権問題が入ってくる可能性もあるだろうと思えますので、必ずしも前回と同じ設問にしなければならないわけではないと思いました。国が行う「基本制度に関する世論調査」のようなものは、基本制度という部分なので、それに対する国民の意識がどう変わるか、経年変化によって法制度の評価を調べるための手法としては良いと思えます。しかし、本調査は人権に対する意識そのものを調べる調査なので、必要以上に過去の調査にこだわる必要はないのではないかと考えます。

もう一点、問15について、LGBTに関して選択肢が1から6まで具体例があり、1から6はどれも似た回答で、要は、性的指向があるからという理由で差別的な目で見られて嫌な思いをする、という話の選択肢であるような気がします。実際、当事者の方がそういった問題を感じておられて、それが人権侵害だということは間違いないのですが、それだけのことでないと考えます。京都市が実施する調査は、京都市でできる施策に結びつく意識調査が必要だと思えます。パートナーシップ制度など、まだ法律が追いついていない部分を補うための政策もされています。例えば、病院や銀行での問題など、パートナーシップ制度でクリアされてきた課題もあると思えますので、そういったことについても、選択肢があれば良いのではないのでしょうか。

○ 工藤室長

各委員がおっしゃっていただいているように、これは10年前の調査ということで、各設問について、昨今の状況と比べてどうかという点もございませし、辻副座長のご指摘のとおり、京都市の計画の基礎資料として、市民の人権意識を掴んでいくという点では、継続も重要ではございますが、もう少し柔軟に変化を加えていくといったことも、今後、委員の皆様とご相談しながら検討させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○ 前田座長

今回新たに実施する調査では、回答方法としてWEB回答が可能になる点は大きな

一歩だと思えます。これまでの紙媒体だけだと回答率がどうしても低くなる面がありましたので、より多くの方に回答いただけるよう、また、アンケートは簡単なものである必要はありませんが、考え込んで途中でやめてしまうことのないよう、複数選択できるように工夫する、項目立ての内容を市の政策と連動させるなど、まだ時間があると思えますので、色々工夫を重ねていただければと思います。次回懇話会において、項目の確認があると思えますので、その時までには色々工夫ができるのではないのでしょうか。

私からも一点質問させていただきます。調査対象者として3,000人の無作為抽出することについて、性別や様々な属性がある中で、どの層から選ぶかによって回答の傾向が変わる場合もあるかと思えます。属性ごとにまんべんなく調査対象を抽出した方が良いのではないかと思う一方、そこに介入する弊害もあるのかと感じました。この点について、ご見解があればお願いいたします。

○ 中野課長

年代別などで抽出する方法も一つですし、従来の無作為抽出についても、提示いただいたところですが、抽出方法は調査の根幹に関わる部分でもありますので、これまで継続的にやってきた経過も踏まえ、無作為抽出の方法をとりたいと考えております。

ただ、質問の中身自体については、個別に見直しができる場所ですので、それは次回懇話会の際に、本日頂戴したご意見を踏まえ、再検討した上でご提案させていただきたいと思えます。

報告 第6次京都市男女共同参画計画の策定について

○ 木本係長（文化市民局 共生社会推進室 真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革係長）

（資料3に基づき説明）

○ 前田座長

では、今の説明に関しまして、私から一点質問させていただきます。資料3の7ページに分かりやすく項目で整理されており、下線が引いてある部分が今回の計画の新規かつ重点項目であると伺いました。今後、それに沿って具体的に各事業の展開はどのように計画されているのでしょうか。本日の議題1「令和8年度事業計画」の新規事業の中には、男女共同参画関連のものは挙げられていませんでしたが、既存の事業の範囲内で工夫され、新しく進展するようなものを計画されるのか、そのあたりの見通しなどお伺いできればと思います。

○ 木本係長

今回の第6次計画は、この3月までの5カ年計画であった第5次計画の内容を基本的に踏襲し、アップデートした内容として作成しております。基本的には引き続き、第5次計画の取組を継続するのですが、社会経済情勢や市民意識の推移、京都市の男女共同参画の現状を踏まえた見直しや追加を行っています。

そのため、資料1の令和8年度事業計画の中では、男女共同参画関連の事業は「継続事業」と位置づけ、引き続き課題に対応した各取組を実施していくこととしております。例えば、資料1の別紙1のNo.36では、継続としながらも、第6次計画において実現を目指す「ウェルビーイングの推進」を掲げており、そうした点でアップデートしています。

また、第6次計画に基づいて、来年度以降、個別具体的な施策をどのように展開していくかについては、今後、第6次計画に関する年次事業計画を策定し、関係所管課との調整のもと、人権文化推進計画との連携も含め、全庁横断的に実施してまいります。具体的な取組の例を挙げますと、資料3の7ページ2-④、新たな施策方針の一つである「政策・方針決定過程における女性参画の拡大」の実現のために、市議会において女性議員が活動しやすくなるよう設備面等の環境整備を進めることや、様々な審議会などの附属機関において、男女の登用率の基準をこれまで35%としていたものを40%に引き上げることを検討しております。こうした年次計画や実施状況については、男女共同参画審議会にも報告し、議論いただきながら進めてまいります。

その他 全体を通じた質疑応答

○ 前田座長

それでは、全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、ご自由にお問い合わせいたします。

○ 岩井委員

意見として二点お話しさせていただきます。

一点目は、議題1の新規事業(2)「ケアラーに対する包括的な支援体制の構築」についてです。相談窓口を設置していただけることは、大変ありがたいと思っています。私は学校現場で仕事をすることが多いのですが、ケアラー、特にヤングケアラーという認識はかなり浸透してきてはいるものの、相談後の次の動きというものがすぐに欲しいところがあります。窓口で抱え込むのではなく、他機関との連携、例えば虐待という認識をどのぐらい共有できるのか、などといった連携まで進めていただけると、大変助かります。

二点目は、議題1の新規事業(8)「不登校支援・多様な子どもを包摂する学校づくり調査研究事業」についてです。現在、不登校の支援をしていらっしゃる「子ども支援コーディネーター」の方々とお話しする機会がありますが、やはり学校によってその運営・運用の仕方が随分ばらつきがあることや、先生との連携も学校によって違いがあるように思います。ですので、「子ども支援コーディネーター」へのサポートを充実していただき、せっかく導入いただいた人材をより有効活用していただけると良いかと思えます。不登校のお子さんの中には学校に行きたい気持ちがある子もありますので、居場所があることで、より学校に足が向きやすくなるということを実感しております。ぜひこの二点、よろしく申し上げます。

○ 今井課長(保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進課長)

ケアラーに関して回答させていただきます。今回、新規事業として相談窓口の設置にかかる費用を計上させていただいております。ケアラー支援については、現状、各区役所や、各学校など、様々なところでご相談を受け付けております。今回の相談窓口は、これまで相談につながらなかった方、そもそもどこに相談したらいいのか分からなかった方等、潜在的なケースも含めて、できるだけ拾い上げていきたい、ということで設置させていただくものです。その中で、虐待ケースなどを把握した場合には、今のネットワークで共有もしていきたいと思っております。単に相談窓口が増えるというわけではなく、普及啓発や、ケアラーや元ケアラーだった方々のノウハウや経験を活かすための活躍の場、調査研究につなげることにも取り組んでいきたいと思っております。まだまだこれからの取組ではありますが、皆様のお力もお借りしながら、取組を進めてまいります。

○ 筏課長

「子ども支援コーディネーター」へのサポートについては、年2回集合研修のほか、1～2月に一度、近隣中学校ブロックの「子ども支援コーディネーター」が集まり、当課の指導主事も参加して子供の関わり方等について情報交換会を行っております。

「子ども支援コーディネーター」は、令和2年度に3名配置後、5年度、6年度と配置を拡大しております。配置拡大の中、取組は広がっていますが、サポートルームの活動をどのように充実させていくのかが、これから課題と考えております。「子ども支援コーディネーター」へのサポートの視点もしっかり持ち、その活動について充実を図ってまいりたいと思います。

○ 中島委員

報告事項の「第6次京都市男女共同参画計画について」の感想になりますが、以前から計画は読ませていただいております。女性が参加し、色々な分野で活躍できる社会の実現を目指されていることは大変ありがたいのですが、それをすることで、女性の役職への登用などに無理が生じて逆に質が低下しないかと、私だけの意見かもしれませんが、懸念を感じました。

もう一点、この第6次計画の最後を書いてある、男性のDVや性暴力の被害が顕在化しているという点について、私もこれを感じておりますが、女性の社会参加を推進する中で、男性の方も様々な被害が出てくるのではないかと感じております。以上です。